

## 当院の診療・施設基準に関する情報

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている「保険医療機関」です。

- ・受診の際はその都度、必ず保険証を受付にお出しください。※持参なき場合は、普通料金を申し受けます。
  - ・保険証および保険証の記号・番号が変わった時は、すぐに受付に新しい保険証をお出しください。
  - ・予防接種と健康診断等は、健康保険では取り扱うことができません。
  - ・その他不明な点は窓口にておたずねください。
  - ・治療や検査の内容によって呼びする順番が変わる場合がございますので、ご了承ください。
  - ・電話でご相談等をいただいた場合、健康保険法の規定により、料金をいただきます。
- なお、時間外・深夜・休日の場合は対応する加算を算定いたします。

当院では患者様に安心して受診いただけるように、下記の事項に取り組み厚労省の指導に基づき、

- ・明細書発行体制加算
  - ・一般名処方加算
  - ・外来感染対策向上加算
  - ・時間外対応加算 3
  - ・電子的診療情報連携体制整備加算
  - ・夜間・早朝等加算
  - ・小児かかりつけ診療料 1
  - ・機能強化加算
- の算定・実施をしております。

### ■診療明細書

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、診療明細書を無料で発行しております。診療明細書とは診療内容や薬の種類などの医療費の詳しい内容が記入された明細付きの領収書です。明細書の発行が不要な方は受付にお申し出ください。

### ■一般名処方に関するお知らせ

お薬の供給量に応じた対応を目的として、医薬品の有効成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

### ■外来感染対策向上加算

感染管理者である院長が中心となり、院内感染対策に係る基本的考え方、関連知識の習得のための院内研修会（年 2 回）及び基幹病院・医師会との連携による助言などを踏まえ従業員全員で院内感染対策を推進します。また、感染性の高い疾患が疑われる場合は、動線を分けた診療スペースを確保して対応する等、標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、マニュアルの定期的な更新、感染対策指針に基づいた取組みを行います。

### ■かかりつけ医制度・機能強化加算について

当院ではかかりつけ医機能を有する医療機関として、かかりつけの患者様に以下の取り組み等を実施しております。

- 急な病気の際の診療や、慢性疾患の指導管理、発達段階に応じた助言・指導・健康相談に応じます。
- 予防接種の接種状況の確認及び接種時期の指導、健康診査の結果に応じた指導を行います。
- 患者さまの状態に応じて、長期処方やリフィル処方箋のご相談に対応します。

### ■電子的診療情報連携体制整備加算

オンライン資格確認システムによる患者様の薬剤情報や特定健診などの情報を診療に活用するほか、電子処方箋や電子カルテ情報共有サービスの体制整備を進め、医療 DX を通じた医療提供の質の向上に努めております。

### ■夜間・早朝等加算

下記の時間帯に受付をされた場合は、当院の診療時間であっても、また予約診療であっても夜間・早朝等加算の取り扱いとなりますのでご了承ください。月火水金・18 時以降、土・12 時以降、その他・休診日

### ■時間外の緊急連絡先

- ・診療時間内連絡先：044-951-2416
- ・小児救急電話相談・小児救急ダイヤル（18 時～24 時）# 8000（※ダイヤル回線・IP 電話の場合は 045-722-8000）
- ・川崎市北部小児急病センター 044-933-1120（毎日夜間 18：30～翌 5：30、日祝 9：00～11：30・13：00～16：00）

にじいろ子どもクリニック 院長 潟山 亮平

診療日・診療時間 月火水金 9:00～12:00/15:30～18:00 土 9:00～13:30

## 個人情報保護について

当院は患者さまの個人情報保護に全力で取り組んでいます。

当院では、個人情報を下記の目的にのみ利用し、その取扱いについてはスタッフ全員が細心の注意を払っています。

個人情報の取り扱いについてお気づきの点がございましたら受付窓口までお気軽にお申し出ください。

### 【当院における個人情報の利用目的】

#### 【医療提供】

- ①当院での医療サービスの提供                      ②他の医療機関等からの照会への回答
- ③他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者との連携
- ④患者さまの診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合    ⑤検体検査業務の委託その他の業務委託
- ⑥ご家族の病状説明                                  ⑦その他、患者さまへの医療提供に関する利用

#### 【診療費請求のための事務】

- ①当院での医療・介護・労災保険・公費負担医療に関する事務及びその委託    ②審査支払機関へのレセプト提出
- ③審査支払機関または保険者からの照会への回答 ④公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
- ⑤その他、医療・介護・労災保険・および公費負担医療に関する診療費請求のための利用

#### 【当院の管理運営業務】

- ①会計・経理                      ②医療事故等の報告                      ③当該患者さまの医療サービスの向上
- ④その他、当院の管理運営業務に関する利用（下記）
- 企業等から委託を受けて行う健康診断等における、企業へのその結果の通知
- 医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談または届出等
- 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 医療の質の向上を目的とした当院内での症例研究
- 外部監査機関への情報提供

上記のうち、他の医療機関への情報提供について同意しがたい事項がある場合は、その旨をお申し出ください。

お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます

これらのお申し出は後からでも、いつでも撤回・変更をすることが可能です。